



令和8年度の柏市国民健康保険事業の運営について

— 柏市国民健康保険条例の改正及び令和8年度保険料率改定幅等 —

健康医療部 保険年金課



目次

- 1 令和7年度国保会計決算見込等 p2~7
- 2 令和8年度保険料率の改定見込 p8~19
- 3 令和8年度国保会計当初予算（案） p20~23
- 4 柏市国民健康保険条例の改正等（諮問事項） p24~27
- 5 【資料】国民健康保険を取り巻く状況 p28~31



1 令和7年度 国保会計決算見込等

- 1 - ① 令和7年度 国保会計決算見込 (歳入)
- 1 - ② 令和7年度 国保会計決算見込 (歳出)
- 1 - ③ 令和7年度 国保会計決算見込 (収支)
- 1 - ④ 国保会計における収支の推移
- 1 - ⑤ 国保財政調整基金の推移 (取崩額・積立額・期末残高)

1-① 令和7年度 国保会計決算見込（歳入）



[単位:百万円]

区分	当初予算 ①	補正予算 (見込含む) ②	現計予算見込 ③=①+②	決算見込 ④	差引額 ⑤=④-③	執行率 ⑥=④/③
1. 保険料	8,274	0	8,274	8,405	131	101.58%
2. 国・県支出金	24,685	0	24,685	24,155	▲530	97.85%
3. 繰入金	3,696	485	4,181	4,182	1	100.02%
【再掲】一般会計繰入金（法定内）	2,659	70	2,729	2,729	0	100.00%
【再掲】一般会計繰入金（その他）	0	500	500	500	0	100.00%
【再掲】基金繰入金	1,038	▲85	953	953	0	100.00%
4. 繰越金	0	36	36	36	0	100.00%
5. その他の収入	105	0	105	111	6	105.89%
歳入合計(A)	36,760	521	37,281	36,889	▲392	98.95%

※表中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

1-② 令和7年度 国保会計決算見込（歳出）



[単位:百万円]

区分	当初予算 ①	補正予算 (見込含む) ②	現計予算見込 ③=①+②	決算見込 ④	差引額 ⑤=④-③	執行率 ⑥=④/③
1. 総務費	702	21	723	723	0	100.00%
2. 保険給付費	24,327	0	24,327	23,750	▲577	97.63%
3. 国民健康保険事業費納付金	11,047	0	11,047	11,047	0	100.00%
【再掲】医療分	7,367	0	7,367	7,367	0	100.00%
【再掲】後期高齢者支援金分	2,752	0	2,752	2,752	0	100.00%
【再掲】介護納付金分	928	0	928	928	0	100.00%
4. 保健事業費	518	0	518	422	▲96	81.49%
5. その他の支出	166	500	666	591	▲75	88.69%
【再掲】基金積立金	0	500	500	500	0	100.00%
歳出合計(B)	36,760	521	37,281	36,533	▲748	97.99%

※表中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

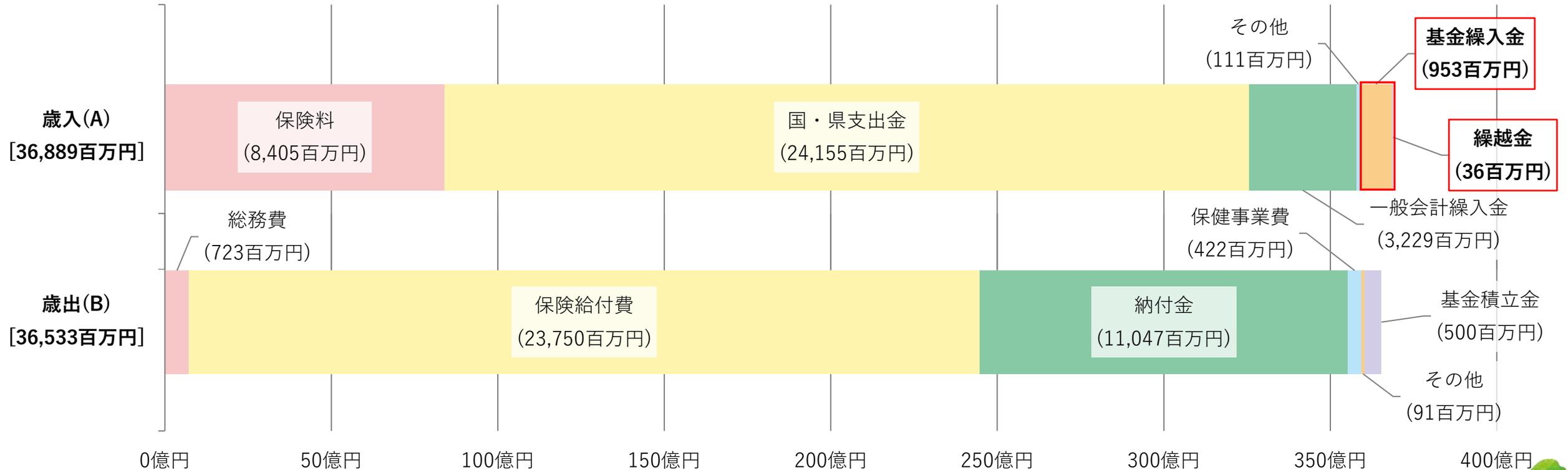
1-③ 令和7年度 国保会計決算見込（収支）



[単位:百万円]

- 形式収支は、国民健康保険事業財政調整基金から**953百万円を繰り入れることで黒字化。**
- 歳入から基金繰入金及び繰越金を除いた場合の**実質的な財政収支**は前年度比**339百万円改善**見込み。
(R6決算：▲972百万円 ⇒ R7決算見込：▲633百万円)

区分	当初予算 ①	補正予算 ②	現計予算 ③=①+②	決算見込 ④
収支差額 [= 歳入(A) - 歳出(B)]	0	0	0	356
基金繰入金及び繰越金を除く収支	▲1,038	49	▲989	▲633

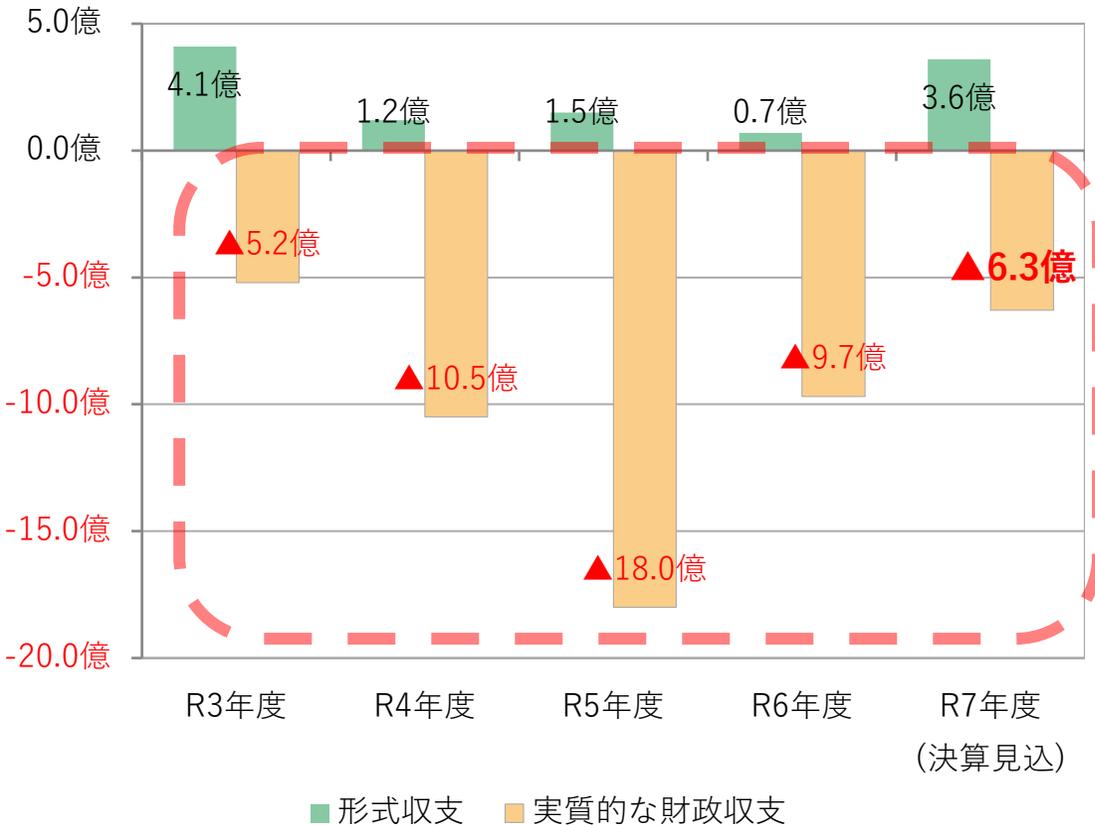


1-④ 国保会計における収支の推移

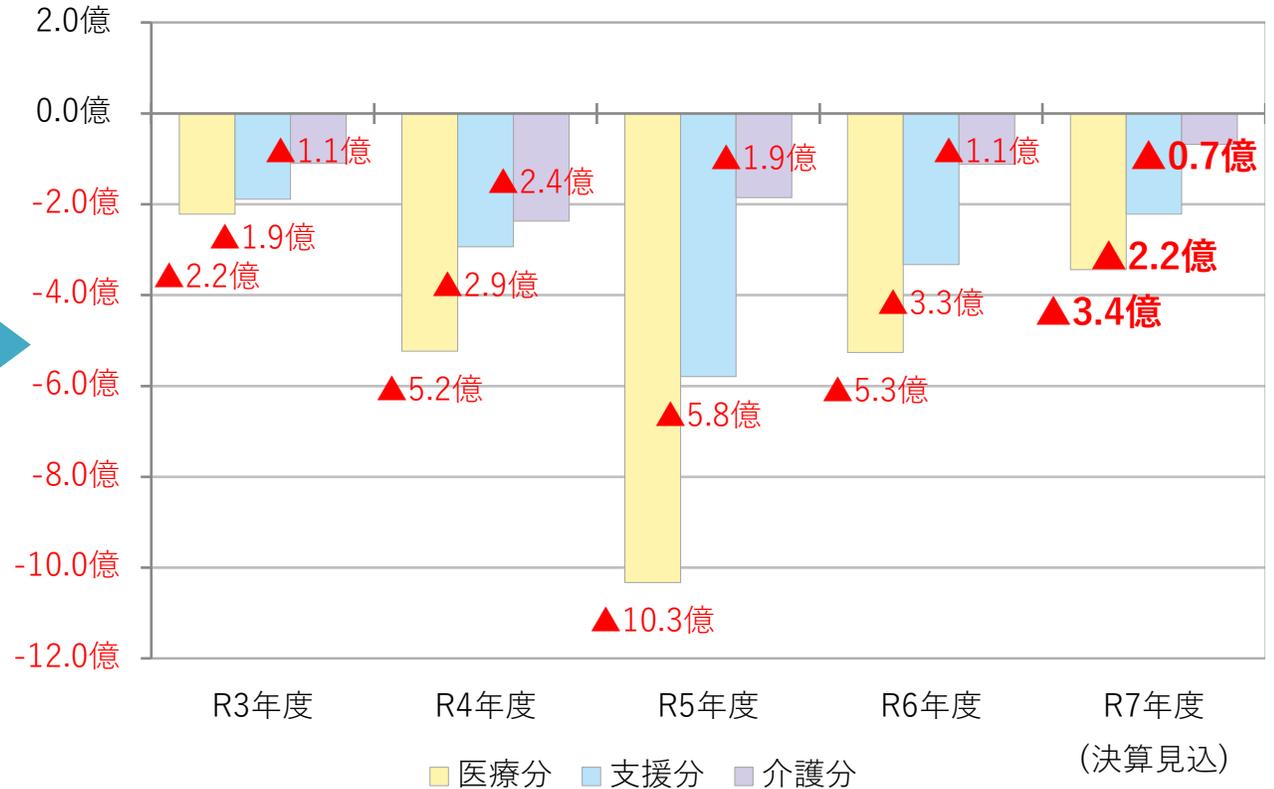


- 令和7年度の実質的な財政収支見込みは▲6.3億円の赤字であるが、**令和6年度比で3.4億円の改善**見込。
(R6決算：9.7億円 ⇒ R7見込：6.3億円)
- 保険料率の据え置きを開始した令和3年度に近い額まで赤字が減少できる見込み。

収支の推移



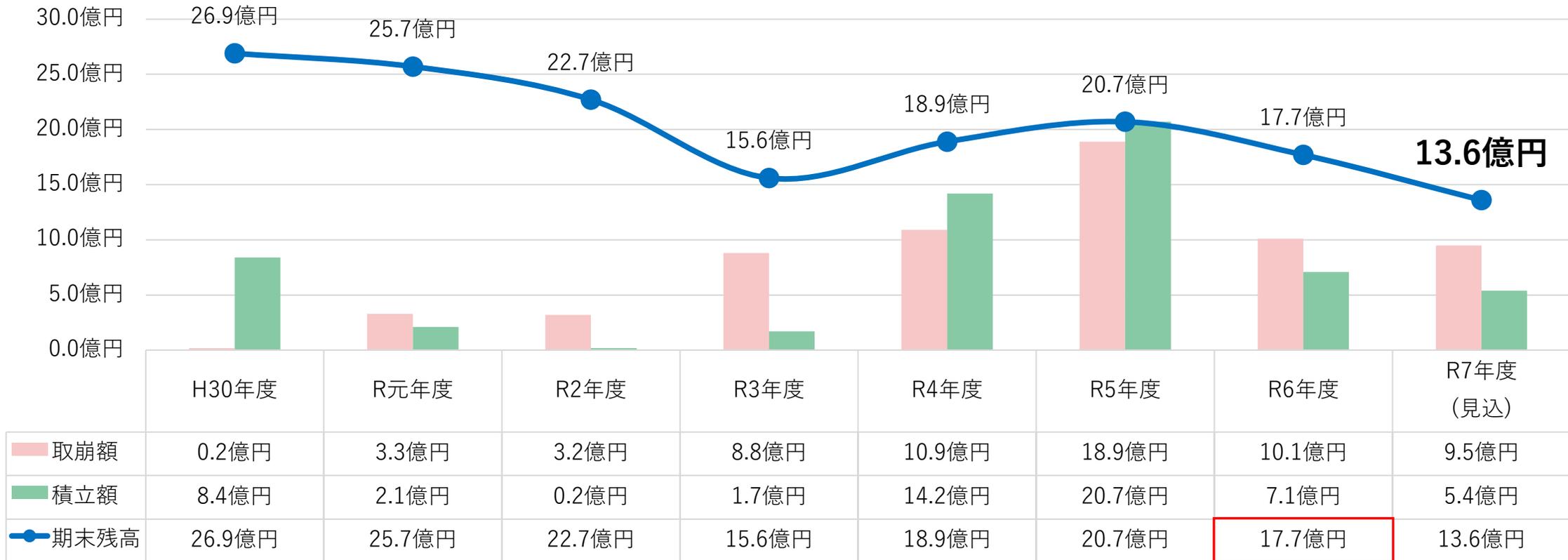
実質的な財政収支の内訳



1-⑤ 国保財政調整基金の推移（取崩額・積立額・期末残高）



- 令和6年度の形式収支の半額（0.4億円）を積み立てたため、**令和8年度予算編成時点の基金残高は18.1億円。**
- 令和7年度の**基金取崩額は9.5億円**（保険料収入増などにより当初予算から0.9億円減）を見込む。
- 9.5億円の取り崩しと5.4億円の積立を行った場合、**令和8年度予算編成時における基金残高は約13.6億円**となる。



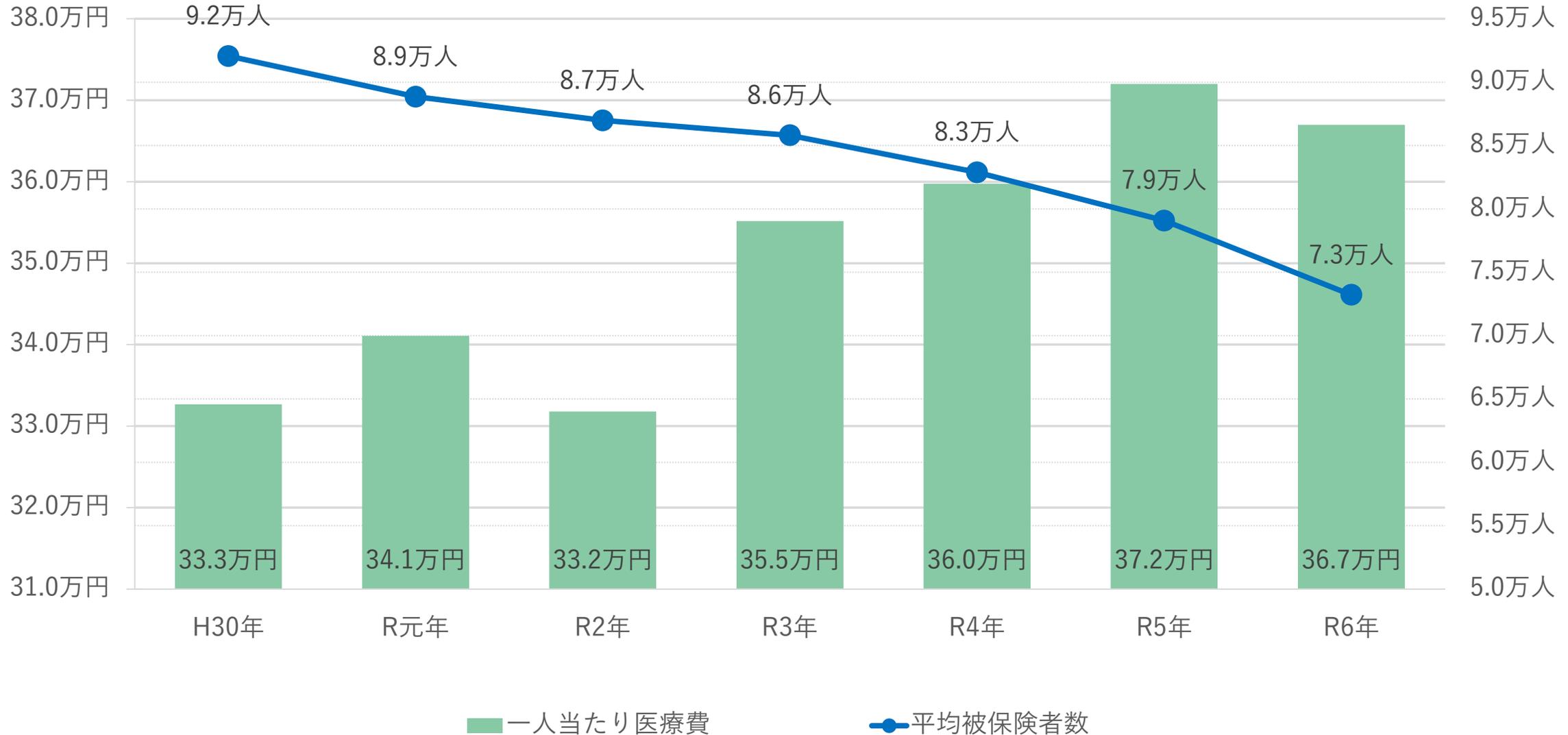
取崩額 積立額 期末残高



2 令和8年度保険料率の改定見込

- 2－① 被保険者数の推移・一人当たり医療費の推移
- 2－② 診療報酬改定・高額療養費制度の見直し
- 2－③ 賦課限度額・軽減判定所得の見直し・最低賃金の状況
- 2－④ 粗い将来推計の更新概要
- 2－⑤ 粗い将来推計(更新前) (令和6年度第2回運営協議会資料再掲)
- 2－⑥ 粗い将来推計(更新後) (毎年7,500円改定)
- 2－⑦ 粗い将来推計(更新後) (毎年7,000円改定)
- 2－⑧ 令和8年度保険料の改定幅 (案)
- 2－⑨ 柏市保険料率と標準保険料率の推移
- 2－⑩ 標準保険料との乖離幅等 (近隣市比較)

2-① 被保険者数の推移・一人当たり医療費の推移



2-② 診療報酬改定・高額療養費制度の見直し



1 診療報酬改定について【歳出(納付金)の増】

1. 診療報酬改定 (令和8年6月施行)

令和8～9年平均+3.09% (令和8年度：+2.41% 令和9年度：+3.77%)

2. 薬価等 (薬価：令和8年4月施行 材料価格：令和8年6月施行)

合計▲0.87% (薬価：▲0.86%, 材料価格：▲0.01%)

令和8年度診療報酬改定について (令和7年12月24日大臣折衝事項)

1. 診療報酬 +3.09% (R8年度及びR9年度の2年度平均。R8年度+2.41%、R9年度+3.77%) (R8年6月施行)

※1 うち、賃上げ分 +1.70% (2年度平均。R8年度+1.23%、R9年度+2.18%)

- ・医療現場での生産性向上の取組と併せ、R8・R9にそれぞれ3.2% (看護補助者、事務職員は5.7%) のペアを実現するための措置
- ・うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的対応

※2 うち、物価対応分 +0.76% (2年度平均。R8年度+0.55%、R9年度+0.97%)

- ・特に、R8以降の物価上昇への対応として+0.62% (R8年度+0.41%、R9年度+0.82%) を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分。(病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%)
- ・また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院(大学病院を含む)が物価高の影響を受けやすいこと等を踏まえた特例的対応

※3 うち、食費・光熱水費分 +0.09% (入院時の食費基準額の引上げ(40円/食)、光熱水費基準額の引上げ(60円/日))

- ・患者負担の引上げ：食費は原則40円/食(低所得者は所得区分等に応じて20～30円/食)、光熱水費は原則60円(指定難病患者等は据え置き)

※4 うち、R6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 +0.44%

- ・配分に当たっては、R7補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持(病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%)

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 ▲0.15%

※6 うち、※1～5以外分 +0.25% 各科改定率：医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

2. 薬価等

薬価： ▲0.86% (R8年4月施行)
 材料価格： ▲0.01% (R8年6月施行)
 合計： ▲0.87%

3. 診療報酬制度関連事項

- ① R9年度における更なる調整及びR10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討
- ② 賃上げの実効性確保のための対応
- ③ 医師偏在対策のための対応
- ④ 更なる経営情報の見える化のための対応

4. 薬価制度関連事項

- ① R8年度薬価制度改革及びR9年度の薬価改定の実施
- ② 費用対効果評価制度の更なる活用

2

2 高額療養費制度の見直し【歳出(給付費・納付金)の減】

1. 近年の医療費の伸び等に対応し、月額上限額と70歳以上外来の自己負担限度額(外来特例)の一部を引き上げ。

2. 長期療養者に配慮し、多数回該当は据え置き、年間上限を導入。

3. 低所得者への配慮として、住民税非課税区分の引き上げ率を緩和。

所得区分	現行		R8.8～		
	月額上限	外来特例(70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例(70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)					
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)					
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)					
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)					
約650～約770万円 (標報：44～50万円)					
約510～約650万円 (標報：36～41万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)					
約260～約370万円 (標報：20～26万円)					
約200～約260万円 (標報：16～19万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)				(※1)	
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

2-③ 賦課限度額・軽減判定所得の見直し・最低賃金の状況



1 賦課限度額の見直し【保険料調定の増】

国民健康保険法施行令の改正に伴い、医療分の賦課限度額を引き上げられた。また、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円となった。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	合計
令和7年度	66万円	26万円	17万円	—	109万円
令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
増減	+1万円	据置	据置	皆増	+4万円

2 軽減判定所得の見直し【歳入(基盤安定)の増】

国民健康保険法施行令の改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険料の減額対象（5割軽減及び2割軽減）となる所得基準について、次のとおりとなる（7割軽減は据置）。

現行

- 5割軽減 43万円 + **30.5万円** × 世帯内の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)
- 2割軽減 43万円 + **5.6万円** × 世帯内の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)

改正後

- 5割軽減 43万円 + **3.1万円** × 世帯内の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)
- 2割軽減 43万円 + **5.7万円** × 世帯内の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)

3 最低賃金の状況（千葉県・全国）

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
千葉県	925円	953円	984円	1,026円	1,076円	1,140円
(改定幅)	(+2円)	(+28円)	(+31円)	(+42円)	(+50円)	(+64円)
全国	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円
(改定幅)	(+1円)	(+28円)	(+31円)	(+43円)	(+51円)	(+66円)

2-④ 粗い将来推計の更新概要



1 前年(令和7年1月29日)の推計からの異動概要

1. 令和8年度の納付金・標準保険料に確定係数を適用。
2. 標準保険料の算出は、令和6～8年度の平均伸び率(医療分 2.41%, 支援分 1.68%, 介護分 3.14%)を使用し、診療報酬改定の影響も加味(2.2%)。
3. 一人当たり赤字額を推計する際に減額している「標準保険料との乖離」と「一人当たり赤字額」の差額を最新の令和8年度予算時点に更新。
⇒減額は**6,580円**で、実質赤字額の減少に寄与(従来はR5年度予算時点の3,402円を使用)。
4. 国保財政に影響する制度改正等(後期高齢者負担率の見直しや医療費水準係数 α の計画的縮小など)は従来どおり考慮。

2 推計の諸条件

《被保険者数》

1. 被保険者数は〔n年度の推計人口〕×〔国保加入率の推計値〕により算出
2. 将来における定年延長及び社保適用拡大の影響は考慮していない

《標準保険料》

1. 令和8年度までは確定値(確定係数)を使用
2. 令和9年度以降の医療分・支援分・介護分は以下により算出
 - ① 医療分・支援分の納付金について、令和6～8年における前年からの伸び率の平均値を用いて令和9年度以降を推計(診療報酬の改定も加味)
 - ② 介護分の納付金について、令和6～8年における前年からの伸び率の平均値を用いて令和9年度以降を推計(ただし、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率を同じとなるようにすると制度改正を受け、算出した「平均値」に調整率を乗じている)
 - ③ 推計した納付金に診療報酬の改定と医療費水準(α の値の変動)を反映
 - ④ 令和8年度の標準保険料に①～③で推計した納付金の伸び率を乗じたうえで、被保数の減少率を除して算出
3. 令和9年度以降は以下により算出(子ども分)
令和8年度の標準保険料に、子ども家庭庁が示した「子ども・子育て支援金に関する試算」における各年度の前年からの伸び率を用いて令和9年度以降を推計

《一人当たりの赤字額》

1. 令和8年度までは実質赤字を被保数で除したもの
2. 令和8年度以降は[標準保険料との乖離(1)] - [6,580円(R8年度予算の「標準保険料との乖離」と「一人当たり赤字額」の差額)]により算出

《その他》

所得の伸びは正確な予測が困難であり考慮していない

2-⑤ 粗い将来推計(更新前)

※令和6年度第2回運営協議会資料再掲



項目	単位	R5 (予算)	R5 (決算)	R6 (予算)	R6 (決算見込)	R7 (予算・案)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
(A) 被保数	人	79,663	79,076	75,472	75,606	72,683	70,403	68,476	66,967	65,811	64,875
(B) 納付金額	千円	11,463,924	11,463,924	11,175,848	11,175,848	11,046,778	10,954,195	10,907,253	10,920,104	10,986,378	11,087,273
(C) 1人当たり納付金額[=(B)÷(A)] (医療費水準反映前)	円			148,079	147,817	151,986	155,593	159,286	163,067	166,938	170,902
(B') 納付金額 (B') ※医療費水準の異動を反映	—			1	1	1.0000	1.0032	1.0030	1.0029	1.0028	1.0000
(C') 1人当たり納付金額[=(C)×(B')] (医療費水準反映後)	円	143,905	144,973	148,079	147,817	151,986	156,085	159,771	163,545	167,409	170,902
(D) 標準保険料 (こども支援金除く) [=前年数値×(C')の伸び率]	円	128,884	128,884	133,745	133,745	137,434	141,141	144,473	147,887	151,381	154,539
(E) 標準保険料 (こども支援金分)	円	0	0	0	0	0	3,000	3,600	4,800	4,800	4,800
(F) 標準保険料 [=(D)+(E)]	円	128,884	128,884	133,745	133,745	137,434	144,141	148,073	152,687	156,181	159,339
(G) 1人当たり保険料	円	101,745	100,350	101,390	101,390	109,893	117,393	124,893	132,393	139,893	147,393
(H) 値上げ額	円	0	0	8,503	0	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
(G') 値上げ後の1人当たり保険料額 [=(G)+(H)]	円	101,745	100,350	109,893	112,258	117,393	124,893	132,393	139,893	147,393	154,893
(I) 標準保険料との乖離 [=(F)-(G')]	円	27,139	28,534	23,852	21,487	20,041	19,248	15,680	12,794	8,788	4,446
(J) 1人当たり赤字額 [=(I)-3,402円]	円	23,737	22,719	20,302	13,967	14,275	15,846	12,278	9,392	5,386	1,044
(L) 実質赤字 [=(A)×(J)]	千円	1,890,986	1,796,555	1,532,213	1,056,000	1,037,537	1,115,576	840,781	628,931	354,459	67,745
年度当初基金残高 (予算編成時の使用可能残高)	千円	1,890,985	1,890,985	2,068,272	2,068,272	1,037,537	1,115,576	840,781	628,931	354,459	67,745
前年度決算余剰金積立額	千円	0	68,272	108,297	108,297	438,000	0	0	0	0	0
一般財源による基金積立額 ※翌年度の実質赤字額と同額	千円	0	2,000,000	0	314,968	677,576	840,781	628,931	354,459	67,745	

※黄色で反転させている部分 (一般財源投入額) の全期7年合計額は、約48.8億円 (一年平均: 約7.0億円)

2-⑥ 粗い将来推計(更新後) (毎年7,500円改定)



項目	単位	R5 決算	R6 決算	R7 予算 (当初)	R7 決算 (見込)	R8 (予算・案)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
(A) 被保険者数	人	79,076	75,593	72,683	72,532	70,266	68,518	67,153	66,194	65,383
(B) 納付金(医療・支援・介護) ※医療費指数反映後	千円	11,463,924	11,175,848	11,046,778	11,046,778	10,920,136	11,147,875	11,063,704	11,155,331	11,249,548
(C) 一人当たり納付金額(医療・支援・介護)	円	144,973	147,842	151,986	152,302	155,411	162,700	164,754	168,525	172,056
(D) 標準保険料(医療・支援・介護) 推計は[=前年度(D)×(C)の伸び率]	円	128,884	133,745	137,434	137,434	139,819	146,376	148,224	151,617	154,794
(E) 納付金(子ども分) ※現時点ではR10以降固定	千円	0	0	0	0	274,748	321,486	420,109	420,109	420,109
(F) 標準保険料(子ども分) ※現時点ではR10以降固定	円	0	0	0	0	3,623	4,348	5,797	5,797	5,797
(G) 納付金総額 =(B)+(E)	千円	11,463,924	11,175,848	11,046,778	11,046,778	11,194,885	11,469,362	11,483,813	11,575,440	11,669,657
(H) 標準保険料総額 =(D)+(F)	円	128,884	133,745	137,434	137,434	143,442	150,724	154,021	157,414	160,591
(I) 【値上げ前】一人当たり保険料	円	100,350	100,350	109,893	111,369	117,393	124,893	132,393	139,893	147,393
(J) 値上げ額	円	0	11,019	7,500	7,593	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
(K) 【値上げ後】一人当たり保険料 =(I)+(J)	円	100,350	111,369	117,393	118,962	124,893	132,393	139,893	147,393	154,893
(L) 標準保険料との乖離 =(H)-(K)	円	28,534	22,376	20,041	18,472	18,549	18,331	14,128	10,021	5,698
(M) 一人当たり赤字額 推計は[=(L)-6,580円 ※R8の(L)-(M)]	円	22,719	12,848	14,275	8,734	12,353	12,135	7,932	3,825	(498)
(N) 実質赤字額 推計は[=(A)×(M)]	千円	1,796,555	971,211	1,037,537	633,467	867,971	831,487	532,656	253,176	(32,573)
(O) 年度当初基金残高	千円	1,890,986	2,068,273	1,772,050	1,772,050	1,674,692	1,156,721	575,234	292,578	39,402
(P) 前年度決算余剰金積立額	千円	68,272	108,297	36,109	36,109	0	0	0	0	0
(Q) 基金取り崩し額	千円	1,890,985	1,004,520	1,037,537	633,467	867,971	831,487	532,656	253,176	(32,573)
(R) 一般財源による基金積立額	千円	2,000,000	600,000	600,000	500,000	350,000	250,000	250,000	0	0
(S) 期末残高=(O)+(P)+(R)-(Q)	千円	2,068,273	1,772,050	1,370,622	1,674,692	1,156,721	575,234	292,578	39,402	71,975

※黄色で反転させている部分(一般財源投入額)の全期7年合計額は、39.5億円(一年平均:5.6億円) ※令和8年度の標準保険料の算出は柏市推計の被保険者数を使用。

※旧推計(R7年度予算編成時)約48.8億円からの増減は、▲9.3億円(一年平均:▲1.3億円)

2-⑦ 粗い将来推計(更新後) (毎年7,000円改定)



項目	単位	R5 決算	R6 決算	R7 予算 (当初)	R7 決算 (見込)	R8 (予算・案)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
(A) 被保険者数	人	79,076	75,593	72,683	72,532	70,266	68,518	67,153	66,194	65,383
(B) 納付金(医療・支援・介護) ※医療費指数反映後	千円	11,463,924	11,175,848	11,046,778	11,046,778	10,920,136	11,147,875	11,063,704	11,155,331	11,249,548
(C) 一人当たり納付金額(医療・支援・介護)	円	144,973	147,842	151,986	152,302	155,411	162,700	164,754	168,525	172,056
(D) 標準保険料(医療・支援・介護) 推計は[=前年度(D)×(C)の伸び率]	円	128,884	133,745	137,434	137,434	139,819	146,376	148,224	151,617	154,794
(E) 納付金(子ども分) ※現時点ではR10以降固定	千円	0	0	0	0	274,748	321,486	420,109	420,109	420,109
(F) 標準保険料(子ども分) ※現時点ではR10以降固定	円	0	0	0	0	3,623	4,348	5,797	5,797	5,797
(G) 納付金総額 =(B)+(E)	千円	11,463,924	11,175,848	11,046,778	11,046,778	11,194,885	11,469,362	11,483,813	11,575,440	11,669,657
(H) 標準保険料総額 =(D)+(F)	円	128,884	133,745	137,434	137,434	143,442	150,724	154,021	157,414	160,591
(I) 【値上げ前】一人当たり保険料	円	100,350	100,350	109,893	111,369	117,393	124,393	131,393	138,393	145,393
(J) 値上げ額	円	0	11,019	7,500	7,593	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
(K) 【値上げ後】一人当たり保険料 =(I)+(J)	円	100,350	111,369	117,393	118,962	124,393	131,393	138,393	145,393	152,393
(L) 標準保険料との乖離 =(H)-(K)	円	28,534	22,376	20,041	18,472	19,049	19,331	15,628	12,021	8,198
(M) 一人当たり赤字額 推計は[=(L)-6,580円 ※R8の(L)-(M)]	円	22,719	12,848	14,275	8,734	12,757	13,039	9,336	5,729	1,906
(N) 実質赤字額 推計は[=(A)×(M)]	千円	1,796,555	971,211	1,037,537	633,467	896,385	893,427	626,939	379,209	124,608
(O) 年度当初基金残高	千円	1,890,986	2,068,273	1,772,050	1,772,050	1,674,692	1,178,307	684,880	407,941	128,732
(P) 前年度決算余剰金積立額	千円	68,272	108,297	36,109	36,109	0	0	0	0	0
(Q) 基金取り崩し額	千円	1,890,985	1,004,520	1,037,537	633,467	896,385	893,427	626,939	379,209	124,608
(R) 一般財源による基金積立額	千円	2,000,000	600,000	600,000	500,000	400,000	400,000	350,000	100,000	0
(S) 期末残高=(O)+(P)+(R)-(Q)	千円	2,068,273	1,772,050	1,370,622	1,674,692	1,178,307	684,880	407,941	128,732	4,124

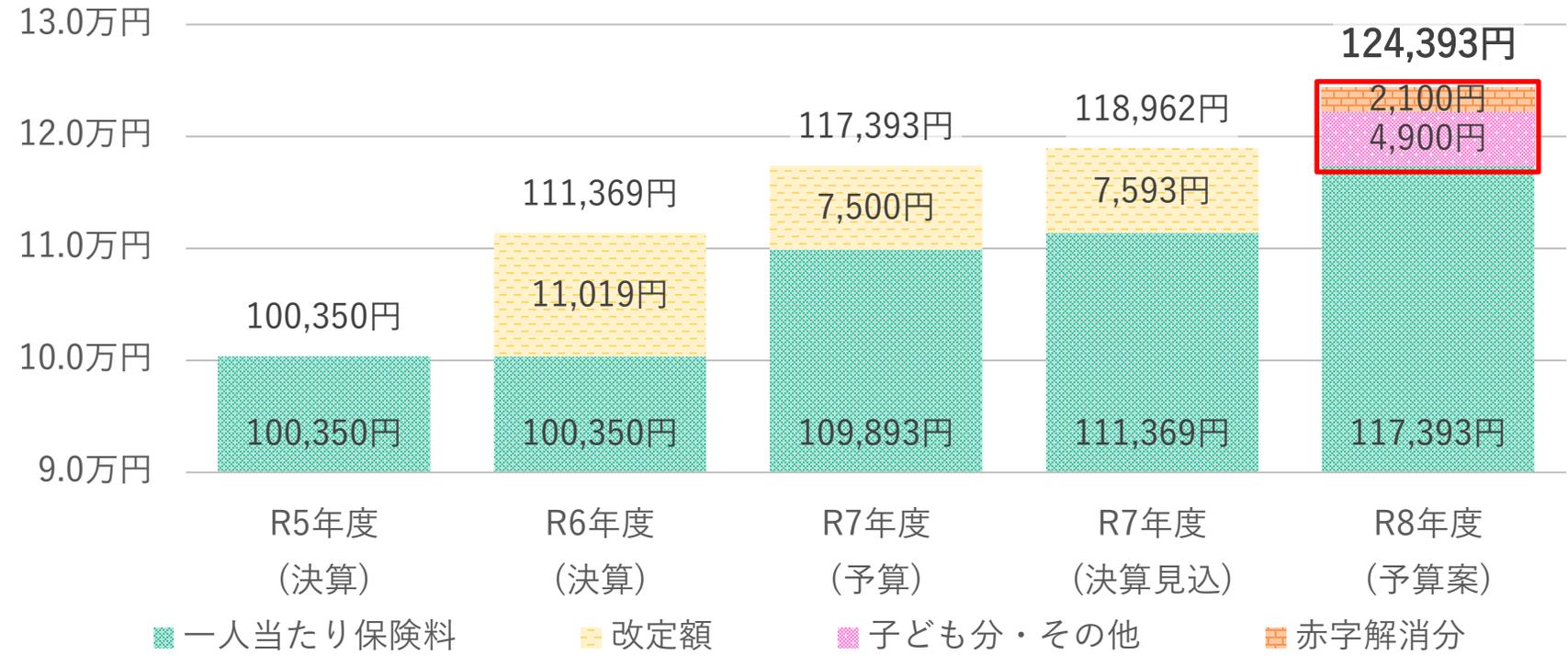
※黄色で反転させている部分(一般財源投入額)の全期7年合計額は、43.5億円(一年平均:6.2億円) ※令和8年度の標準保険料の算出は柏市推計の被保険者数を使用。

※旧推計(R7年度予算編成時)約48.8億円からの増減は、▲5.3億円(一年平均:▲0.8億円)

2-⑧ 令和8年度保険料の改定幅（案）



令和8年度の改定幅(案)
約7,000円
 (赤字解消分：約2,100円)
 (子ども分：約3,600円)
 (診療報酬改定分：約1,300円)



- 赤字解消に充てる額：一人当たり約2,100円
- 子ども・子育て支援納付金分の保険料額：一人当たり約3,600円
 ⇒令和9年度及び10年度は子ども・子育て支援納付金分の増額が予定されている。
 (子ども・子育て支援金の将来推計：R9年 約4,300円, R10年 約5,800円)
- 診療報酬改定による保険料への影響額：一人当たり約1,300円
 - 診療報酬改定の影響：通年+2.2%の7か月分 (R8年8月から翌年2月診療まで)
 - 納付金の増額：約1.1億円 (内 約80%が保険料, 約20%が公費等)

令和6年度及び令和7年度改定のように改定額そのものが改善額には繋がらない。
 令和8年度及び令和9年度も、子ども・子育て支援納付金分の増額と診療報酬改定の影響が見込まれ、赤字解消の幅が減少する。

2-⑨ 柏市保険料率と標準保険料率の推移



1 柏市保険料率の推移

区分		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度(案)	
		料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減
医療分	所得割	6.23%	+0.19	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	6.89%	+0.66	7.11%	+0.22	7.20%	+0.09
	均等割	24,720円	+600	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	27,180円	+2,460	29,340円	+2,160	30,000円	+660
	平等割	12,240円	据置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	12,720円	+480	13,740円	+1,020	14,340円	+600
支援分	所得割	2.35%	+0.06	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	2.57%	+0.22	2.64%	+0.07	2.68%	+0.04
	均等割	11,880円	+120	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	13,200円	+1,320	14,160円	+960	14,520円	+360
介護分	所得割	1.97%	+0.07	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	2.07%	+0.10	2.12%	+0.05	2.17%	+0.05
	均等割	14,760円	+360	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	15,000円	+240	15,780円	+780	16,260円	+480
子ども分	所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.27%	-
	均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,800円	-

2 柏市標準保険料率の推移

区分		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度(案)	
		料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減	料率	増減
医療分	所得割	6.72%	+0.08	7.04%	+0.32	6.83%	▲0.21	7.26%	+0.43	7.62%	+0.36	7.87%	+0.25	7.76%	▲0.11
	均等割	26,900円	+646	28,031円	+1,131	28,015円	▲16	31,310円	+3,295	32,082円	+772	33,779円	+1,697	34,134円	+355
	平等割	12,997円	+31	13,385円	+388	12,829円	▲556	14,323円	+1,494	14,724円	+401	15,207円	+483	15,080円	▲127
支援分	所得割	2.52%	+0.04	2.64%	+0.12	2.66%	+0.02	2.86%	+0.2	2.99%	+0.13	2.86%	▲0.13	2.81%	▲0.05
	均等割	12,737円	+240	13,263円	+526	13,769円	+506	15,491円	+1,722	16,132円	+641	15,975円	▲157	16,233円	258
介護分	所得割	2.12%	+0.08	2.10%	▲0.02	2.62%	+0.52	2.33%	▲0.29	2.24%	▲0.09	2.25%	+0.01	2.36%	+0.11
	均等割	15,920円	+664	16,625円	+705	19,023円	+2,398	17,713円	▲1,310	16,506円	▲1,207	17,134円	+628	18,228円	1,094
子ども分	所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26%	-
	均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,156円	-
標準保険料額		108,608円		113,572円		116,598円		128,884円		133,745円		137,434円		143,869円	

2-⑩ 標準保険料との乖離幅等 (近隣市比較)



市町村名	R7 標準保険料 (A)	R7予算(調定見込)				R8 標準保険料 (F)	R8 子ども分 標準保険料 (G)	R8 子ども以外 改定額 (H)	R8 保険料見込 (I)=(B)+(G)+(H)	現時点の R8標準保険料との 乖離		R8予算(案)の R8標準保険料との 乖離	
		1人当たり保険料		乖離幅						(J)=(B)-(F)	順位	(K)=(F)-(I)	順位
		(B)	順位	(C)=(B)-(A)	順位								
A市	126,809円	119,414円	2	▲ 7,395円	1	130,620円	3,702円	▲ 2,100円	121,016円	▲ 11,206円	1	▲ 9,604円	1
B市	132,592円	115,809円	5	▲ 16,783円	2	139,456円	3,468円	未定	119,277円	▲ 23,647円	2	▲ 20,179円	4
C市	133,056円	115,039円	6	▲ 18,017円	3	141,016円	3,785円	5,100円	123,924円	▲ 25,977円	3	▲ 17,092円	2
柏市	137,434円	117,393円	4	▲ 20,041円	4	143,442円	3,623円	3,377円	124,393円	▲ 26,049円	4	▲ 19,049円	3
D市	131,522円	109,523円	8	▲ 21,999円	6	141,051円	3,395円	6,500円	119,418円	▲ 31,528円	5	▲ 21,633円	5
E市	140,254円	118,426円	3	▲ 21,828円	5	149,998円	3,921円	0円	122,347円	▲ 31,572円	6	▲ 27,651円	7
F市	156,081円	131,550円	1	▲ 24,531円	7	165,232円	4,235円	0円	135,785円	▲ 33,682円	7	▲ 29,447円	8
G市	134,001円	108,079円	9	▲ 25,922円	8	144,597円	3,556円	2,300円	113,935円	▲ 36,518円	8	▲ 30,662円	9
H市	148,659円	112,806円	7	▲ 35,853円	10	153,257円	3,759円	0円	116,565円	▲ 40,451円	9	▲ 36,692円	10
I市	136,882円	104,982円	10	▲ 31,900円	9	145,639円	3,658円	10,000円	118,640円	▲ 40,657円	10	▲ 26,999円	6

※「現時点での標準保険料との乖離(J)」を降順で並べた。





3 令和8年度 国保会計当初予算（案）

3－① 令和8年度 国保会計歳出予算（案）

3－② 令和8年度 国保会計歳入予算（案）

3-① 令和8年度 国保会計歳入予算（案）



[単位:百万円]

歳入区分	R7年度当初予算 ①	R8年度予算(案) ②	増減額 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
1. 保険料	8,274	8,539	265	3.20%
2. 国・県支出金	24,685	25,139	454	1.84%
3. 繰入金	3,696	3,591	▲105	▲2.84%
【再掲】一般会計繰入金（法定内）	2,659	2,694	36	1.34%
【再掲】一般会計繰入金（その他）	0	0	0	-
【再掲】基金繰入金	1,038	896	▲141	▲13.60%
4. 繰越金	0	0	0	0.00%
5. その他の収入	105	87	▲18	▲16.84%
歳入合計(A)	36,760	37,356	596	1.62%

※表中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

3-② 令和8年度 国保会計歳出予算 (案)



[単位:百万円]

歳出区分	R7年度当初予算 ①	R8年度予算(案) ②	増減額 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
1. 総務費	702	736	34	4.84%
2. 保険給付費	24,327	24,777	450	1.85%
3. 国民健康保険事業費納付金	11,047	11,195	148	1.34%
【再掲】医療分	7,367	7,222	▲145	▲1.97%
【再掲】後期高齢者支援金分	2,752	2,726	▲26	▲0.94%
【再掲】介護納付金分	928	972	44	4.79%
【再掲】子ども・子育て支援納付金分	0	275	275	-
4. 保健事業費	518	473	▲45	▲8.69%
5. その他の支出	166	175	9	5.60%
【再掲】基金積立金	0	0	0	-
歳出合計(B)	36,760	37,356	596	1.62%

区分	R7年度当初予算 ①	R8年度予算(案) ②
収支差額 [= (A)-(B)]	0	0
基金繰入金及び繰越金を除く収支	▲1,038	▲896

※表中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。





4 柏市国民健康保険条例の改正等（諮問事項）

- 4－① 子ども・子育て支援金制度
- 4－② 【その他】 保険料前納制度

4-① 子ども・子育て支援制度①



1 諮問理由・内容

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援納付金」の賦課・徴収を開始する。その際、介護納付金分の考え方と同様の賦課方式及び応能応益割合としたい。

	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分 (本市提案)
賦課方式	3方式	2方式	2方式	2方式
応能：応益	57：33：10	57：43	53：47	53：47

本市が任意で定められる部分

2 制度概要

1. こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」において、子ども・子育て政策の拡充が図られることとなり、この施策に必要な費用を賄うため、子ども・子育て支援金制度が創設された。
2. 本市は、**現状の保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」を徴収**し、納付金を県に納付することとなった。
(法の規定により**18歳以下の均等割は10割軽減**)
3. 令和8年度から徴収が開始され、令和10年度にかけて**段階的に被保険者の拠出額が引き上げられます。**

4-① 子ども・子育て支援制度②



3 賦課方式

千葉県内の国民健康保険料（税）の賦課は以下の3区分から採用されており、子ども・子育て支援金についても、2方式（所得割・均等割）または3方式（所得割・均等割・平等割）を選択する必要がある。

- ① 所得割：加入者の前年の所得に応じて賦課
- ② 均等割：加入者一人当たり定額で賦課
- ③ 平等割：一世帯当たり定額で賦課

▶ **本制度は少子化対策に係るもので、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子どもに係る均等割は10割軽減の措置が講じられることから、18歳以下を含む世帯に対して賦課する「平等割」が含まれる3方式での賦課は本制度の趣旨に馴染まない。**

このことから、**本市は2方式（所得割・均等割）での賦課としたい。**

4 応能応益割合

保険料を賦課する際の応能割分と応益割分の按分には「所得係数 β （※）」を用いることが原則とされており、これに基づき本市の応能応益割合を次の通りとしたい（※所得係数 β は所得（応能）をどの程度反映させるかを調整する係数で、「応能割：応益割＝ β ：1」となる）。

- ① 応能割⇒所得割
- ② 応益割⇒均等割

▶ **県から示された子ども・子育て支援納付金における本市の所得係数 β から応能応益割合を算出すると、応能割52.76%、応益割47.24%となった（平均的な所得水準の場合応能と応益の割合が50：50となる）。**

このことから、**本市では応能割53：47応益割での賦課としたい。**

4-② 【その他】 保険料前納制度



1 制度概要

1. 国において、外国人被保険者の国保保険料収納率が低いことが課題とされており、その対策の一つとして、**入国時に1年分の保険料を一括納付させる「前納制度」**が示された。
2. 対象者は、保険料算定の基礎となる前年所得を把握するための所得情報が取得できない者（**賦課年度の1月1日時点において日本国内に住民登録がない者**）で、**外国人に限らず、海外から帰国した日本人も含まれる。**
3. 本制度は全自治体に義務付けられるものではなく、**各自治体の判断により任意で導入することが可能。**

2 本市の方針

1. 対象者の賦課額が低額で収納効果が大きく見込めない

① 対象の被保険者は、前年の国内所得が補足できないため「7割軽減」が適用され、賦課額が小さい。

（40代単身世帯の場合、令和8年度の年間保険料は22,900円）

② 期別納付に比べて一時的な支出が大きくなる一括納付を求めた場合、その一時的な負担から全く納付しない者が出てしまう可能性がある。

2. 公平性の確保に疑問が残る

国外転入者が世帯主になる場合は前納制度が適用されるが、前納の対象でない世帯主の世帯に属する場合は前納の対象とならないことで不平等が生じる。

▶ 本制度は任意であり、事務の増加と収納効果を勘案し、**現時点では導入（条例改正）を見送ることとした。**



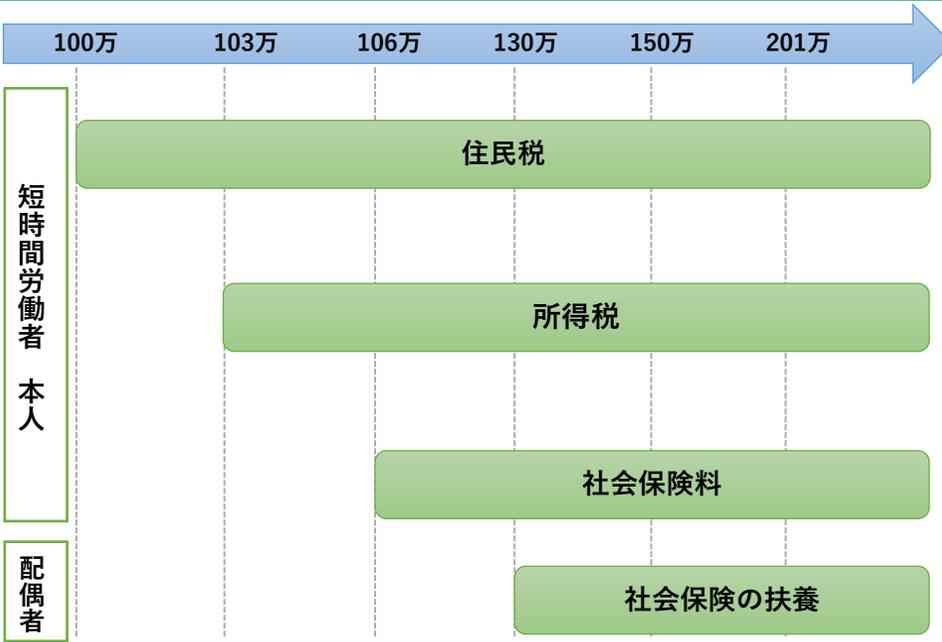
5 【資料】国民健康保険を取り巻く状況

5－① 「年収の壁」の影響

5－② ケース別年間保険料比較（令和8年度）

5－③ 【その他】出産・高額にかかる貸付制度の見直し

5-① 「年収の壁」の影響 (※所得の伸びは勘案できない)



収入の壁	対象	壁の水準 (適用条件)	壁撤廃後の国保への影響
100万円の壁 ↓ 110万円の壁	住民税	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得控除65万円 + 住民税の非課税限度額45万円 ＝110万円	<ul style="list-style-type: none"> 軽減判定 所得割賦課算定 高額療養費区分 給付負担割合
103万円の壁 ↓ 160万円の壁	所得税	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除額58万円 基礎控除額の特例37万円 + 給与所得控除65万円 ＝160万円	
106万円の壁	社会保険料	<ul style="list-style-type: none"> 月額賃金8.8万円 (8.8万円×12月＝1,056,000円) 週の労働時間20時間以上 従業員51人以上 など 	国保加入者の一部が社会保険へ移行する。 ⇒国保の保険料収入の支え手である現役世代流出の恐れ
130万円の壁	社会保険の扶養	配偶者が会社員等で、本人が社会保険に加入していない場合	—

「106万円の壁」の撤廃について

改正法が令和7年6月20日公布
(公布日から3年以内に施行)
※令和8年度保険料には影響しない

- 月額賃金8.8万円 (年収約106万) → 撤廃
- 従業員51人以上 → 撤廃
- 週20時間以上 → 残る

※さらに5人以上の個人事業所の全業種社保対象へ

控除が65万円に増額された場合の国保への影響

収入金額	給与収入	働き控え解消?	増?
総所得金額等	給与所得控除 65万円		減少
旧ただし書所得	給与所得控除 65万円 保険料基礎控除 43万円 (※)		減少
[参考]課税所得	所得控除 (基礎控除、配偶者控除、扶養控除等) 控除合計 108万円		減少

国保への影響

- ① 7・5・2軽減判定 ⇒
- ② 所得割の賦課算定 ↓
- ③ 69歳以下の高額区分判定 ↓
- ④ 70歳以上の高額区分判定 ↓
- ⑤ 給付負担割合判定 ↓

(※) 7.5.2軽減の判定基準額拡大となると影響大だが、継続している一定の所得水準の方への軽減のため、対象人数が大幅増となるは見込んでいない

5-② ケース別年間保険料比較（令和8年度）



試算ケース

構成：1人世帯（45歳），2人世帯（45歳夫婦・配偶者の所得なし）

所得額	軽減	一人世帯				二人世帯			
		現行 (R7年度)	改定後 (R8年度)	現行との差		現行 (R7年度)	改定後 (R8年度)	現行との差	
				期別	年額			期別	年額
43万	7割	21,800円	22,900円	110円	1,100円	39,500円	41,800円	230円	2,300円
	内子ども分		500円				1,100円		
73.5万円(1人世帯)	5割	72,600円	75,900円	330円	3,300円	—	—	—	—
	内子ども分		1,700円						
104万円(2人世帯)	5割	—	—	—	—	138,400円	144,700円	630円	6,300円
	内子ども分						3,500円		
99万円(1人世帯)	2割	124,700円	130,400円	570円	5,700円	—	—	—	—
	内子ども分		3,000円						
155万円(2人世帯)	2割	—	—	—	—	238,600円	249,600円	1,100円	11,000円
	内子ども分						6,000円		
200万	—	259,300円	270,200円	1,090円	10,900円	318,500円	332,900円	1,440円	14,400円
	内子ども分		6,100円				8,000円		
400万	—	496,700円	516,600円	1,990円	19,900円	555,900円	579,300円	2,340円	23,400円
	内子ども分		11,500円				13,400円		
600万	—	734,100円	763,000円	2,890円	28,900円	793,300円	825,700円	3,240円	32,400円
	内子ども分		16,900円				18,800円		
800万	—	965,300円	998,900円	3,360円	33,600円	1,008,700円	1,045,400円	3,670円	36,700円
	内子ども分		22,300円				24,200円		
1,000万	—	1,090,000円	1,127,700円	3,770円	37,700円	1,090,000円	1,129,600円	3,960円	39,600円
	内子ども分		27,700円				29,600円		

5-③ 【その他】 出産・高額にかかる貸付制度の見直し



柏市国民健康保険**出産費資金貸付**規則（平成13年3月30日規則第39号）及び柏市国民健康保険**高額医療費資金貸付**規則（平成13年3月30日規則第40号）について、**貸付実績及び県内市町村の調査結果を踏まえ**、令和8年第1回定例会で予定している「子ども・子育て支援制度」への対応に合わせて**規則を廃止すること**としたい。

1 柏市国民健康保険出産費資金貸付規則について

1. 制度概要

国民健康保険加入者が出産育児一時金（現在は50万円）の支給対象となる出産に際し、本人が出産費用を支払う場合に、支給見込額の9割相当を限度として世帯主に無利子で貸付する制度。貸付金は、後日支給される出産育児一時金により償還する。

2. 廃止理由

医療機関等窓口での高額な支払が抑えられる出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度の普及・定着により、出産費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、近年貸付実績がなく、また、今後も実績が見込めないため。

3. 実績等推移

年度	
平成20年度	貸付実績：1,602,000円（最終貸付）
平成21年度	出産育児一時金直接支払制度開始
平成22年度～	以降も貸付実績なし

4. 県内の状況 ※ R7年11月時点で廃止済及び廃止検討中の団体

25 / 54 団体

【廃止済の自治体例】

船橋市(R7.3)、松戸市(R4.4)、野田市(R3.4)、
我孫子市(R6.12)、鎌ヶ谷市(R3.3)など

2 柏市国民健康保険高額医療費資金貸付規則について

1. 制度概要

国民健康保険加入者が高額療養費の支給対象となる療養を受け、支払いが困難な場合に、支給見込額の9割相当を限度として世帯主に無利子で貸付する制度。貸付金は、後日支給される高額療養費により償還する。

2. 提案内容

医療機関等窓口での高額な支払が抑えられる限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の普及・定着により、近年貸付実績がなく、また、今後も実績が見込めないため。

3. 実績等推移

年度	
平成14年度	限度額適用認定証（入院）70歳以上に適用開始
平成16年度	貸付実績：3,700,000円（最終貸付）
平成19年度	限度額適用認定証（入院）全年齢に適用開始
平成24年度	限度額適用認定証を外来・調剤にも適用開始
平成25年度～	以降も貸付実績なし

4. 県内の状況 ※ R7年11月時点で廃止済及び廃止検討中の団体

22 / 54 団体

【廃止済の自治体例】

松戸市(R4.4)、野田市(R4.4)、我孫子市(R6.12)、
鎌ヶ谷市(R3.3)など

